

令和元年度 鶴岡市休日夜間診療推進委員会 会議録

- 日 時 令和元年8月1日（木） 午後7時から
- 会 場 鶴岡市総合保健福祉センター 3階 小会議室
- 次 第
 - (1) 鶴岡市休日夜間診療所の運営と受診状況について
 - (2) 荘内病院救急センターの連携と稼働状況について
 - (3) その他
- 出席委員
 - 土田兼史（会長）、毛呂光一（副会長）、佐久間正幸、清野肇、鈴木千晴、高宮大志、小野俊孝、上野良一、石川仁、鈴木聰、吉田宏、原田あけみ、土屋清光
- 市側出席職員
 - 健康福祉部長 白幡俊、同部参事兼健康課長 小林まゆみ、同課主幹古川浩明、同課課長補佐 出村真一、同課保健総務主査 新田由里
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者的人数 0人

進行：事務局

鶴岡市では、審議会などの適正かつ公正な運営を図ることを目的として「審議会等の設置及び会議の運営・公表に関する要綱」を制定しておりますが、本日の委員会も、この要綱に基づいて行なうこととなります。

具体的には、本日の資料や会議概要を、後日、市のホームページに公開することになりますが、会議概要につきましては、委員の皆様の自由な発言を促すため、委員のお名前は開示しない形で作成しますことを、確認させていただきます。

1. 開 会（事務局）

本日は、皆様には大変お忙しいところ、また診療等でお疲れの時間帯に参加いただき、感謝申し上げます。ただ今から令和元年度鶴岡市休日夜間診療推進委員会を開催いたします。

私は、暫時の間、司会・進行をつとめる、健康課長の小林と申します。

それでは、開会にあたり、健康福祉部長の白幡より、ご挨拶申し上げます。

2. あいさつ（白幡健康福祉部長）

本日は、夜分の大変暑い中、委員の皆様、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

この委員会は、資料として添付しております鶴岡市休日夜間診療推進委員会設置要綱に基づきまして、休日夜間診療所及び休日歯科診療所の円滑な運営や、提供す

る医療の向上を図ることを目的に設置しているものでございます。

昨年度は、他の事業と重なり、日程調整ができないまま開催できなかつたことを大変申し訳なく思つており、委員の皆様の任期中に、この度の委員会を開催できますことに、深く感謝申し上げます。

また、前任者の辞職などによる交代で、今回の委員会開催にあわせて、委員をお引き受けいただきました皆様にも、感謝申し上げます。

さて、昨年末の冬はインフルエンザの流行が、年末年始と重なり、休日夜間診療所におきましても、その時期の患者数が前年度より多くなつておりますが、1年間で見ますと、前年度よりも患者数は減少しているものです。

一方、歯科診療所につきましては、後程資料で詳しくご説明いたしますが、平成30年度の患者数は、開所日数も前年度より2日多かつたのですが、37人(8.4%)の増加となつております。

本日議題といたしますのは、鶴岡市休日夜間診療所の運営と受診状況と、莊内病院救急センターとの連携と稼働状況についてでございますが、今後の鶴岡市の休日夜間診療、救急医療のあり方について、忌憚のないご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

3. 委嘱状及び辞令交付（司会）

次に次第では、「委嘱状および辞令交付」となつておりますが、机上に配布いたしましたので、これをもつて交付に替えさせていただきますが、この度新たに委員になられた方をご紹介いたしますが、資料3ページに名簿を掲載しておりますが、鶴岡地区薬剤師会の鈴木千晴会長、莊内病院の鈴木聰院長、同じく莊内病院の原田あけみ副院長の3名の皆さまには新たに委員としてお願ひいたしますが、任期が、前委員の残期間ということで、本日の会議までとなつておりますが、何卒よろしくお願ひいたします。

4. 報告および協議

（司会） それでは、報告及び協議に移りますが、これ以降は当委員会の会長である土田委員から、議長お願ひいたします。

【会長（議長）】 皆様には円滑な審議の進行にご協力を、お願いします。

【会長（議長）】 それでは、次第に沿つて進めていきます。（1）鶴岡市休日夜間診療所・休日歯科診療所の運営と受診状況について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 資料をめくつていただいて、本委員会設置要綱に続きまして、4ページ目をご覧ください。

休日夜間診療所、休日歯科診療所の運営状況について、改めてご説明させていただきます。

平成22年に、にこふるの完成とともに、休日夜間診療所は移転し、休日歯科診療所と同時に、新規開設という形をとっております。

休日夜間診療所等の指定管理者である休日夜間診療協議会が、一般社団法人へ移行する時期に合わせて、本委員会の体制も改めまして、平成24年度より新たにスタートしております。

診療所の設置目的としては、鶴岡地区の救急を担う荘内病院救急センターの負担軽減のため、救急に至らない症例の患者を診察するものであります。

鶴岡市との指定管理契約による運営母体の協議会は、会員として、鶴岡市、三川町、鶴岡地区医師会、歯科医師会、薬剤師会により、構成されております。

理事、監事がそれぞれおりまして、法人事務局長として、上野良一さんが務められております。看護師は、6名登録しており、医事業務については、ニチイへ委託しています。

4ページ目の下段の診療所の診療時間と体制については、ご覧のとおりでありますが、平日夜間は、月曜日から土曜日の午後7時から9時30分までの診療時間で、医師一人、看護師1人、事務2人の体制となっており、休日の午前、午後、夜間については、ご覧の体制となっております。

5ページ目の上段の医師勤務必要人数は、平日夜間については、医師一人×診療日数293日をかけまして、1年で293人が必要となる計算です。同様に、休日午前144人、休日午後144人、休日夜間72人の合計653人の医師勤務機会があるという計算になります。

次に歯科診療所の診療時間と体制ですが、診療日は休日のみで、診療時間が、午前9時から12時までと、午後の1時から3時までとなっており、医師1人、看護師1人、事務1人の体制となっております。

次に6ページ目からの受診状況をご説明いたします。鶴岡市休日夜間診療所受診状況、鶴岡市休日歯科診療所受診状況を基に、初めに休日夜間診療所の受診状況についてご説明申し上げます。

7ページの資料Iにつきましては、休日夜間診療所の休日の患者数になります。

表1-1は、診療科別の合計患者数の比較であります。これを1日平均患者数で比較したものが表1-2になります。平成30年度はインフルエンザの流行規模が小さく、内科はわずかに増加したものの、小児科、外科では、合計、1日平均ともに30年度が29年度より、下回っています。

なお、対前年度比の数値が合計と1日平均とで異なりますのは、積算順序が異なることと、端数処理の影響によるのです。これは、以下の資料全てに共通することになりますことをご承知おきお願いいたします。

表1-2を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが表1-3のグラフになります。

続いて、8ページについては、年代別の患者数を比較したものであります。表

1-4は合計で、こちらを1日平均患者数で比較したものが、表1-5になります。0~14歳代の数値が前年比で下回っております。

表1-5を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが表1-6のグラフになります。

次に、9ページをご覧いただきますと、資料Ⅱについては、休日夜間診療所の平日の患者数になります。表2-1は、診療科別合計患者数の比較になります。29年度と比較しまして、いずれの診療科でも患者数が減少しております。表2-2の1日平均患者数についても、同様の傾向にあります。

休日での資料と同じく、下のグラフは1日平均患者数の前年同月との比較になります。ご覧いただければと存じます。

続いて、10ページ目については、年代別の患者数について比較したもので、表2-5の1日平均患者数とも、全ての年代において、減少した結果となっております。

表2-5を、さらに前年同月との比較へと細分化したものが、表2-6のグラフになります。ご覧いただければと存じます。

次に、11ページ目をご覧いただくと、こちらは、資料Ⅲとして休日歯科診療所の受診状況であります。

歯科診療所の診療科は一つでありますので、時間帯別と年代別の患者数集計表を作成しました。表3-1は、時間帯別合計患者数の年度比較であります。午前は午後よりも患者数が多い傾向にありますが、午後の患者数も伸びており、合計でも30年度は前年比で8.4%の増となっております。

こちらを、1日平均患者数で前年度と比較したものが表3-2です。

こちらを、さらに前年同月との比較へと細分化したものが、表3-3のグラフになります。

続いて、12ページの表3-4については、年代別の患者数を比較したものになります。こちらを1日平均患者数で前年度と比較したものが表3-5になります。そして、こちらを、さらに前年同月との比較で細分化したものが表3-6になります。

以上で、休日夜間診療所、休日歯科診療所の運営と受診状況の説明を終わります。

(議長) 休日夜間診療所と休日歯科診療所の運営と受診状況について説明があったが、何かご質問やご意見等があればご発言いただきたい。

特にご質問等が無ければ、次に進めてよろしいか。(異議なく) 次の議題に移ります。

(2) 荘内病院救急センターの連携と稼働状況について

(議長) 荘内病院救急センターの連携と稼働状況について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、資料をめくっていただいて、資料IV「荘内病院救急センター患者数及び時間外診療加算料算定状況並びに紹介状持参件数」について、ご説明申し上げます。データについては、荘内病院の医事課より、ご提供いただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

13ページ目の下段に注釈として時間外診療加算料について、記載しておりますが、これは、平日の夜間および休日に救急受診された方で、軽症で緊急性のない方からいただくもので、診察の結果、以下の基準に該当しない場合は、時間外診療加算料3,240円を負担してもらうものであります。

非紹介患者初診加算料5,000円をいただく場合は、1,080円の負担ということになります。

資料をめくっていただいて、14ページ表4-1は、合計救急患者数の年度比較となっております。総計で、0.4%増加となっていますが、このうち救急車で搬送された患者数は、1.4%増加していますが、入院となったケースは、4%減少しています。

続いて、表4-2は、外来診療をおこなっていない「時間外」に受診した患者数であります。総計では、表4-1と同じようにやや増加しています。救急車で搬送された患者数もやや増加で、入院となったケースは1.7%の減少となっています。これら2つの表から、救急患者数は増加しているもののそこから入院にいたるケースは減少していることから、軽症患者数の割合がやや増加していることが窺われます。

こちらを、月別に比較したものが表4-3と4-4のグラフになります。

続いて、表4-5は、休日夜間診療所が開院している時間帯における荘内病院救急センターと休日夜間診療所の患者数を比較したものであり、(A)が救急センター、(B)が休日夜間診療所を示しています。パーセンテージは、休日夜間診療所が開院している時間帯における、救急センターと休日夜間診療の総患者数の合計に占める休日夜間診療所を受診した患者数の割合を計算したものであります。

休日日中、休日夜間、平日夜間すべての項目で、休日夜間診療所の患者の割合が減少しています。

こちらを、同じ月で比較しましたものが表4-6のグラフになりますが、12月、1月については、30年度の伸び幅が大きくなっています。

ただ今ご説明申し上げました数値は、軽症から重症まで、救急センターを受診した患者数すべてを計上したものでありますて、休日夜間診療所の設置目的である一次救急への対応状況を検証するために作成した資料が、15ページの表4-7以降になります。具体的には、救急センターを受診して時間外診療加算料を加算された患者は軽症であったということになりますので、一部対応できない診療科はありますが、本来であれば休日夜間診療所を受診すべきであったと考えられ

る患者であったということで、時間外診療加算料を算定された患者の状況を示したものであります。

まず、表4-7は、時間外診療加算料の算定患者数の比較になります。

そして、時間外に受診した患者のうち、時間外診療加算料の算定された割合を示したものが表4-8になります。患者数、割合ともに対前年度比で減少しています。一方で、救急車搬送の患者の割合はやや増加しているものです。

これら表4-7と表4-8を月別に比較したグラフが表4-9と表4-10であります。

続いて、前の14ページと同様に、休日夜間診療所が開院している時間帯において、時間外診療加算料が算定された患者数と休日夜間診療の総患者数の合計に占める、休日夜間診療所を受診した患者数の割合を計算したものが表4-11であります。

救急センターの全患者数との比較と比べてみると、休日日中、休日夜間ではわずかに増加していますが、平日夜間では、休日夜間診療所の患者の割合がやや減少しています。そして、これらを同じ月で比較したものが、表4-12のグラフになります。

続いて、16ページをご覧ください。表4-13は、救急センターを受診する際に紹介状を持参した件数であります。荘内病院では、平成28年4月の診療報酬制度改定を受け、同年10月1日から紹介状なしで受診した場合、医療費とは別に定額負担を加算しています。救急センターを受診した患者数のうち、紹介状を持参した患者数が対前年度比で増加しています。

表4-14は紹介状持參件数を月別に比較したものであり、割合で示したもののが表4-15になります。件数、割合ともに前年比で減少傾向となりました。

以上で、説明を終わります。

(議長) ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見があれば、発言いただきたい。

何かご意見等は無いか。(発言なく) 無いようなので、次の議題に移ります。

(3) その他

(議長) それでは、その他として、皆様から何かご発言・ご意見はあるか。

(事務局) 事務局から報告事項があるが、よろしいか。(議長の了承を得る)

資料の最後17ページに、休日夜間診療所及び休日歯科診療所への通路に設置している意見箱へ寄せられた平成29年3月以降のご意見等を掲載しました。

集約していただいた休日診療所の事務局長から、ご紹介をお願いします。

(休日夜間診療所事務局長) 前回の会議以降の意見を紹介します。

平成29年3月11日（土）大変ありがとうございました。

平成29年8月11日（土）祝日（山の日）会計の時間1時間待ちでした。

平成29年10月8日（日）休日にも拘わらず皆様ご苦労様です。懇切丁寧な処置をしていただき、心の不安が取れました。ありがとうございます。

平成30年11月3日（土）祝日（文化の日）とても話しやすく、丁寧に話を聞いてくれて、丁寧にわかりやすく説明していただきました。安心して、気持ちも楽に診察してもらうことができました。ありがとうございました。

平成30年11月4日（日）とても丁寧で助かりました。

平成30年12月11日（火）診断してくれた先生がフレンドリーで気楽だった。声もでかくて、聞き取りやすかったです。

令和元年5月1日（水）祝日（新天皇即位日）適切と思われる診療治療本当にありがとうございました。大変忙しい中ですが、もうちょっと相談、話し合える時間があれば尚幸と存じます。皆様ありがとうございました。

受診日不明 今日、6月7日にお伺いしました。様々お世話になりました。

情報本当にありがとうございました。患者にとってはありがたいお声でした。重ねてお礼申し上げます。休日、本当にご苦労様です。以上となります。

（議長）これは紹介ということであるが、何かご意見はありますか。

（委員）頂いた意見に対して回答はしているのか。

（委員）ご意見を頂いた方の氏名のわかるものについては、全て回答させてもらっているが、特に回答を求めるものはなかったので、平成29年以降のものについては、回答したものはありません。

（委員）午前は内科と小児科、午後は内科と外科の診療科体制となっているが、午前中に外科の患者が来た時は、どう対処しているのか。

（休日夜間診療所事務局長（以降休日事務局）） 診療所の方で、市内の医療機関の開院状況は把握していて、外科の開院状況も把握しているため、紹介することもしています。

（委員）休日診療所から庄内病院への患者紹介の際に、受け手側の庄内病院の救急対応で、問題があった事例はないのか。

(休日事務局) 以前の会議の中でも、報告させてもらっているが、緊急性があり、入院を要するものとして、庄内病院の方に紹介させてもらったところ、診察後、緊急性がなく入院の必要はないとのことで、庄内病院で言われたところで、患者から、何でこんなに判断が違うのか、診療のための時間も要しているとの意見があった旨、報告させてもらいました。

(委員) 個々の事例について、検証し、フォローしていくことが必要ではないか。

(議長) 他に何か意見はありませんか。

(委員) 患者が多い日で、200人を超える時もあり、内科の先生で、多い日に100数十人の患者を診ている状況にある。先ほどの事務局の資料説明の中で、インフルの流行が小さかったから、患者数が減少したとの話があったが、特に平日夜間診療所の患者数は前年比7割ほどと減少していることもあり、年末のインフルの流行期を除けば、年間通しての患者数の減少が、前年比での患者数の減少に影響しているものです。

休日診療所への患者の誘導(PR)をもっとしなければならないのではないか。特に平日夜間診療所への患者について。

一方で、1日に百数十人の患者を診なければならぬというのでは、通常の診療状況では考えられない状況です。何らかの対応を考えないと、医療過誤も起こりかねない状況にある。

(委員) GW(ゴールデンウィーク)と年末年始の患者の多い時期と、その他の患者の減少している時期など、その傾向が顕著になってきている。これについて、何らかの対応を考えていかなければいけない。

現在の状況が続くとなると、GW、年末年始の医師配置が難しくなってきている。

平日夜間診療所の開設当初は、PRに努めたが、開設後10年になるので、再度、PRしていく必要がある。

(事務局) 啓発については、現状のやり方を分析し、こちらでも考えていきたいし、協議会とも相談していきたい。また、医師配置については、医師の高齢化、休日診療所の診療科毎の人員体制などを聞いていたが、医師会とも相談していきながら、状況によっては、体制の見直しなども考えていかなければならない時期がくるかもしれない。また、協議させてもらいたい。

(議長) これについては、意見を聞いたというだけでなく、しっかり対応を考えもらいたい。

(委員) 午後の診療時間が午後4時30分までとなっていて、夜間は午後6時からとなっているが、混雑時は、午後の時間帯の患者の診察を終えるまで、内科の先生が残っていて、結果的に午後6時、午後7時になっても、まだ、診察が終わらないという場合がある。

(休日事務局) 診療時間午後6時からの担当医師との交代となるが、混雑時は、夜間の先生が来所したら、状況を説明して、個別にお願いして、代わってもらったりしていた。

(委員) 午後6時に夜間診療にあたる医師が来たら、その段階で、代わってもらえないか、という話があった。朝9時から夜間6時まで診療にあたった医師が、さらに患者が残っているからといって、診察を続けるのは容易ではないとのことでした。

また、お昼に休み時間を取りことになっているが、混雑時、昼休みも取りにくい状況にある。そのため、昼食の準備をしてもらえないか。

混雑時の医師の交代のあり方について、決まった方針について、連絡してもらえば良いのでは。

担当医の善意に頼って、ある先生にはお願いし、ある先生にはお願いしないというのは、方針がぶれて、対応がちぐはぐになる。担当医の誤解を招くことになる。

(事務局) その方針を決めるのは、推進委員会で決めるものではなく、鶴岡市と休日夜間診療協議会の間で、協議して決めて、担当の先生方にお願いするという形が良いのでは。

診療時間で区切るというやり方・方針を決めて、早急に周知を図っていきたい。

(議長) 今年の年末年始の繁忙期前に決めて、実施できるようにしてもらいたい。

(委員) 医師はかなりの時間を診療にあてているようだが、時間外手当はどうなっているのか。

(休日事務局) 時間外勤務手当は定額であるが、医師の場合、30分4,800円と要綱で定めている。1時間で9,600円となる。診療時間超過すれば、支給しています。

(委員) 現在の内科、外科の診療体制を、混雑時期に内科医を2人体制にしてはどうか。看護師と医療事務の手が足りなくなるということも聞いたことがあるがどうか。

(休日事務局) 繁忙期に、医療カルテが、医療事務から医師に回っていかないという話を聞いたこともあるので、医師の体制を含め、看護師、医療事務の体制も合わせて、考えていかなければならぬのでは。

(議長) 他に何かご発言はないか。それでは、以上で議長の任を降りる。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。

4 閉 会

(事務局) 議長を務められた会長に、感謝申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ出席いただき改めて感謝申し上げます。

以上で令和元年度鶴岡市休日夜間診療推進委員会を閉会します。